



このような客引き・勧誘・誘引等が禁止されます。

不当な客引き等の禁止 (第10条関係)

客引き (第1項関係)



性風俗店・接待飲食店等への客引き
(いわゆるフリーの客引き)



風俗案内所等への客引き



深夜における
マッサージ等の客引き



執ような客引き
(業種は問いません)

勧誘 (第2項関係)

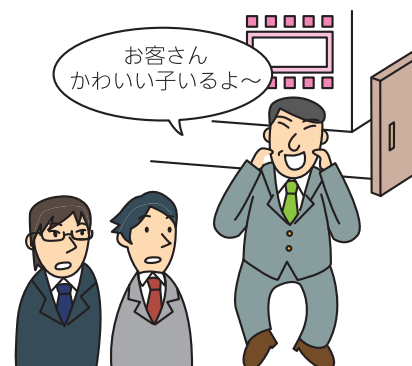


ホステス等として働くよう勧誘(スカウト)することが禁止されます。

対象となる業種:

- ・性風俗店の接客従業員
- ・アダルトビデオ等への出演
- ・接待飲食店のホステス、ホスト
- ・執ような勧誘 (業種は問いません。)

誘引 (卑わい) (第3項関係)



呼びかけたり、ビラなどを配布して誘うことが禁止されます。

対象となる業種:

- | | |
|----------|----------------|
| 客 | 従業員 |
| ・性風俗店 | ・性風俗店 |
| ・接待飲食店 | ・アダルトビデオ等への出演 |
| (卑わいなもの) | ・接待飲食店(卑わいなもの) |

対償を供与し客引き等をさせる行為 (第4項関係)



他人に現金等を与え、又は与える約束をして、客引き、勧誘等をさせることが禁止されます。